

事 務 連 絡
令和4年5月16日

各都県建設業担当課室 ご担当者 様

国土交通省関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

消費税のインボイス制度の周知・広報についてのお願い

日頃より、国土交通行政の取り組みにご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記について東京国税局及び関東信越国税局から依頼が参りましたので、貴都県におかれましては、関係団体等へ制度の周知・広報にご協力をよろしくお願いいたします。

(別添)

- ・東京国税局 課税第二部 消費税課長
「消費税のインボイス制度の周知・広報についてのお願い」
- ・関東信越国税局 課税第二部 消費税課長
「消費税のインボイス制度の周知・広報についてのお願い」
- ・参考資料
「知っていますか？インボイス制度」
「消費税インボイス制度開始までの準備チェック」

(インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先)

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

電話番号 0120-205-553 (無料)

受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)

令和4年4月26日

関東地方整備局 建政部
建設産業第一課長 鬼丸 真希 殿

東京国税局 課税第二部
消費税課長 船木 英人

消費税のインボイス制度の周知・広報についてのお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年(2023年)10月1日の消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の開始に向けて、令和3年(2021年)10月1日から登録申請の受付が開始されております。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者の方のみがインボイスを発行することができ、制度が開始する令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。事業者の方が円滑に準備を進められるよう、制度の周知・広報に御協力お願い申し上げます。

《お願いしたい事項》

- 1 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、建築士など、許認可・指導・監督している各事業者団体や事業者に対し、次の事項の呼びかけをお願いしたい。
 - (1) 事業者団体主催でのインボイス制度説明会(セミナー)の開催(既存の会合の場や個別に研修会を開催される場合に、税務署から講師を派遣します。)
 - (2) 税務署主催のインボイス制度説明会への参加
- 2 貴局のメールマガジン等にて、次の事項の周知をお願いしたい。
 - (1) 税務署にてインボイス制度説明会を開催している。
 - (2) インボイス制度への対応をお早めに検討されたい。

<制度に関する各種御案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A >

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

令和4年4月26日

関東地方整備局 建政部
建設産業第一課長 鬼丸 真希 殿

関東信越国税局 課税第二部
消費税課長 知野 儀行

消費税のインボイス制度の周知・広報についてのお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年(2023年)10月1日の消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の開始に向けて、令和3年(2021年)10月1日から登録申請の受付が開始されております。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者の方のみがインボイスを発行することができ、制度が開始する令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。事業者の方が円滑に準備を進められるよう、制度の周知・広報に御協力お願い申し上げます。

《お願いしたい事項》

- 1 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、建築士など、許認可・指導・監督している各事業者団体や事業者に対し、次の事項の呼びかけをお願いしたい。
 - (1) 事業者団体主催でのインボイス制度説明会(セミナー)の開催(既存の会合の場や個別に研修会を開催される場合に、税務署から講師を派遣します。)
 - (2) 税務署主催のインボイス制度説明会への参加
- 2 貴局のメールマガジン等にて、次の事項の周知をお願いしたい。
 - (1) 税務署にてインボイス制度説明会を開催している。
 - (2) インボイス制度への対応をお早めに検討されたい。

<制度に関する各種御案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A >

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf